

第2章 法律相談料等

第10条 (法律相談料)

法律相談料は、相談者が個人の場合は、
60分につき10,000円以上30,000円以下
とします。相談者が法人の場合は、原則として第5章の時間制によります。

第11条 (書面による鑑定料)

書面による鑑定(意見書の作成)にかかる報酬は、事案の複雑性や難易度、納期等を勘案し、
100,000円以上1,000,000円以下
とします。